

3. 新会計に移行予定の施設

(1) 早期に移行しなかつた理由

本設問は複数回答であるが、最も多かった理由は「早期に移行の必要がなかった」50%であった。これは予想された回答結果である。社会福祉法人会計基準については平成12年度から適用されることになった訳だが、保育所については当分の間、従来の会計処理によることができるとされたために、早期に移行した保育所は、介護保険関連施設を併設している保育所が中心で、保育所のみを経営する保育所は早期移行には慎重だったからである。

次の理由は「理解が不足」36%、「移行処理が煩雑」30%と続いている。前回の調査でも「理解が不足」39%、「移行処理が煩雑」37.9%と順位は変わらないが、それぞれ比率は下がっている。その代わりに「良いソフトがなかった」という理由は前回9.5%であったが、今回は12%に上がっている。

地域性についてはデーター数が少ないため、傾向を論じることは避けたいが、関東地区では72.7%が「早期移行の必要がなかった」と回答しており、近畿地区では50%が「理解不足」を挙げているのが目立つ。

(2) 移行処理の予定

この設問は、今後、移行処理を行う際に、法人・施設で行うか、あるいは会計事務所等へ委託するかどうかを設問したものである。「法人・施設で行う」50%、「全部委託」22%、「一部委託」22%という結果であった。前回の調査をみると「法人・施設で行う」56.5%、「全部委託」11.9%、「一部委託」28.8%であったが、今回の調査と比較すると「全部委託」を予定しているところが2倍に増加し、「法人・施設で行う」と「一部委託」については減少していて、会計事務所等への全部委託を予定している保育所が多いことがわかる。

本設問についてもデーターが少ないので、地域や所在地での比較は信頼性に欠けるが、関東地区と都区部・指定都市においては委託が多く、九州地区、県庁所在市、小都市A、町・村では法人・施設で行う割合が高い結果がみられた。

(3) 移行処理委託費用の負担感

会計事務所等へ移行処理を委託した場合の費用についての負担感についての設問だが、「負担に感じる」40.9%、「負担に感じない」31.8%、「よくわからない」22.7%という結果であった。前回の調査との比較では「負担に感じる」が11.7ポイント上昇し、「負担に感じない」は11.3ポイント下がり、負担感が増していることがわかる。

今回の調査では移行未実施の件数が減少しているため、前回の調査回答数72件に対して今回は22件と大幅に減っていて、十分な傾向についての把握が困難である。しかしながら、保育所運営費や補助金の縮減がここ数年続いているために、多くの保育所で今まで施設で処理を行ってきた会計処理を、外部に委託するとなると、新たな費用が発生することになり、そのことに負担感を覚えることは当然かもしれない。

(4) 移行後の日々の会計処理の予定

会計基準へ移行した後の日常会計処理を、どのように予定しているかについての設問であるが、66%が「法人・施設」で行う予定と答えている。「全部委託」は10%、「一部委託」は12%であった。北海道・東北地区および九州地区では100%が「法人・施設」で行うと回答している。関東地区では「法人・施設」が36.4%、「全部委託」18.2%、「一部委託」36.4%と会計事務所等へ委託する割合が高い。

前回の調査では「法人・施設」は65.5%で今回の調査結果とほぼ同じであった。「全部委託」は4%、「一部委託」は24.3%で、今回の調査との比較では「全部委託」が増加し、「一部委託」は半減している。

(5) 全部委託の方法

平成16年度末までには90.9%が会計基準へ移行するため、平成17年度以降に会計基準に移行を予定している割合は9%であり、そのうち会計事務所等へ全部委託すると回答した保育所は5件に過ぎない。全部委託の方法としては「領収書等の証憑を渡して処理してもらう」4件80%、「出納帳、仕訳帳等を渡して処理してもらう」

3件60%、「伝票を起票して渡し処理してもらう」2件40%であった。

すでに移行済みの保育所における全部委託の方法についても、「領収書等の証憑を渡して処理してもらう」が47.5%で最も多く、全部委託の場合においては、保育所で殆ど会計処理をせずに、すべて会計事務所等に委託してしまうケースが多い。

(6) 一部委託の方法

上記（5）の全部委託の場合と同様に、一部委託についても回答件数は少ない。平成17年度以降に会計基準への移行を予定していて、日々の会計処理を会計事務所等に一部委託することを考えている保育所の回答は6件ときわめて少数であった。6件ともに（100%）「月次処理・試算表等のチェック等を依頼する」と回答している。

すでに移行済の場合においても、日々の会計処理の一部委託の方法については同じように、「月次処理・試算表等のチェック等を依頼する」が73.1%と最も多い。一部委託の場合は、日々の会計処理は保育園で行うが、会計事務所等には試算表等のチェックのために年に数回または月に一回程度の処理を委託すると考えているようだ。

(7) 運営費の弾力運用で追加してもらいたいこと

本設問は、平成17年度以降に会計基準への移行を予定している保育所に記述式で回答を求めたものである。本調査票の問2-10の中でも、すでに移行済の保育所に対して同様の設問をしているが、最も多かった内容は「本部への繰り入れの弾力化」であった。理事会経費、本部事務の人件費など本部運営経費の財源を求める記述が目立つ。さらに、土地購入経費についても要望している。平成14年度の調査においても理事会等の本部経費と土地購入経費や償還金について運営費の弾力運用を望む声は多かった。

本調査実施後に平成17年1月28日付けて厚生労働省の局長通知「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」が出された。この通知の中で土地取得及び法人本部運営経費についての弾力化運用が認められたとこ

るであるが、今回の第2段階の弾力化運用拡大の通知では保育所は対象から除外された。保育所のみを経営する社会福祉法人にとっては切実な問題であるだけに大変残念なことである。次の段階での弾力化運用が実施されて保育所がその対象になることを大いに期待したい。

(太田嶋)

4. 新会計に移行が未定の施設

新会計基準制定後4年を経過した時点で、新会計への移行時期が未定の園の割合と、移行に踏み切らない理由及び日々の経理処理との相関関係についての設問である。

新会計に移行が未定と回答した施設は、移行時期について回答した全国1,173回答園の4.5%（53園）と、極めて少数であるため、以下の分析には相当無理がある部分がある。

（1）新会計に移行しない理由

新会計に移行しない理由として、「移行期限が明瞭でなく急ぐ必要がない」が56.6%と最も多く、次いで「新会計への移行処理が煩雑」が26.4%、「保育所運営費の弾力運用の必要性がない」が24.5%、「新会計についてよくわからない」が22.6%、「よいソフトがないため」が7.5%、「自治体が移行に消極的」が1.9%、「その他」が17%となっている。

① 移行期限が明瞭でなく急ぐ必要がない

移行期限が明瞭でなく急ぐ必要がないのは、保育所を運営する法人のほとんどが、措置費（運営費）支弁対象施設のみを運営している法人なので、当分の間、経理規程準則によることができるとされているためである。（「社会福祉法人会計基準の制定について」社援第310号4—(1)—(2)

「移行期限が明瞭でなく急ぐ必要がない」との回答を、地区別でみると、北信越地区が最も高く100%、次に九州地区77.8%、反対に東海地区44.4%・関東地区45.5%が低くなっている。

次に所在地区別でみると、人口5万人未満の小都市Bでの100%が最も高く、都区部・指定都市の39.1%が最も低くなっている。保育所のみを経営する施設割合との相関関係をみると、小都市Bが83.5%と最も高く、都区部・指定都市が73.2%と最も低くなっている。

② 新会計への移行処理が煩雑

「新会計への移行処理が煩雑」との回答を、地域区分別でみると、北信越地区が最も高く50%、次に中国・四国地区が33.3%、反対に東海地区と九州地区は22.2%となっている。これに対応する「経理処理はどのようにしているか」の設問に対する回答をみると、法人・施設で行い外部委託していないとの回答が、九州地区が77.8%、北海道・東北地区が75%となっている。

次に所在地区別でみると、町・村の37.5%が最も高く、県庁所在市と人口15万人以上で、指定都市、県庁所在市を除く市である中都市の20%が最も低くなっている。

さらに新会計への移行処理が煩雑なのは、どのような点かという設問にたいし、「移行処理の仕組みが難しい」が78.6%と最も高く、「減価償却の対象備品のチェックや計算」がそれに次いで64.3%、「基本金の計算」が28.6%となっている。

③ 運営費の弾力運用の必要がない

「運営費の弾力運用の必要がない」との回答を、地域区分別でみると、九州地区が55.6%と最も高く、次いで北信越地区が50%、逆に東海地区が22.2%と最も低くなっている。

次に所在地区別でみると、人口5万人以上15万人未満の小都市Aが44.4%と最も高く、人口15万人以上の中都市と県庁所在市が20%と最も低くなっている。定員充足状況で超過率が91.2%と最も高かった指定都市を除く県庁所在市とそれに次ぐ87.7%の中都市が保育所運営費の弾力運用を必要としているものと考えられる。

④ 新会計についてよくわからない

「新会計についてよくわからない」との回答を、地域区分別でみると、北海道・東北地区が50%と最も高く、次いで中国・四国地区が33.3%と高く、逆に東海地区と九州地区が11.1%と低くなっている。

次に所在地区別でみると、人口15万人以上の中都市での40%が最も高く、次いで町・村の37.5%と高く、都区部・指定都市が21.7%と最も低くなっている。

⑤ 自治体が移行に消極的

平成14年度の調査では「自治体が移行に消極的」とする回答が5件（6.3%）あったが、今回「自治体が移行に消極的」との回答したのは、近畿地区の1件（1.9%）だけである。これを所在地区別でみると、都区部・指定都市である。

⑥ 良いソフトがないため

「良いソフトがないため」との回答を、地区別でみると、関東地区が2件、北海道・東北地区がそれぞれ1件である。これを所在地区別でみると、都区部・指定都市、県庁所在市、中都市、小都市Aがそれぞれ1件である。

⑦ その他

「その他」の理由として、「個人立のため」、「宗教法人に対して、新会計が適用されるのかどうかわからない」、「企業会計を採用しているため」、「会計士事務所に委託している」、「他に時間を要して処理したいことがあるため」がそれぞれ1件である。

（2）経理処理の方法

新会計に移行が未定の施設の経理処理の方法は、「法人・施設で行っている」が62.3%、「全部委託」が17%、「一部委託」が17%である。すでに新会計に移行した施設の経理処理の方法も、「法人・施設で行っている」が56.1%、「全部委託」が11.1%、「一部委託している」が31.1%であり顕著な差異はみられなかった。

次に、地区別でみると、「法人・施設で行っている」とする九州地区の77.8%が最も高く、次いで北海道・東北地区の75%が高く、北信越地区と近畿地区が50%と最も低かった。さらに、所在地区別にみると、「法人・施設で行っている」としているのは人口5万人未満の小都市Bと町・村が100%と最も高く、次いで小都市Aの77.8%で、最も低いのは県庁所在市の40%であった。

(3) 日々の会計処理

移行が未定の施設のうち会計処理を法人・施設で行っている保育所33園の日々の会計処理は、「パソコンで処理」しているのが63.6%、「手書き処理」しているのが36.4%である。

新会計の移行後の処理はパソコンで行うケースが多いここからすると、新会計への移行予定のない園の場合、やはり「手書き処理」の割合が比較的高いようである。次に、地域区分別でみると、「パソコンで処理」しているのは、北海道・東北地区の100%が最も高く、これに次ぐのが九州地区の85.7%と東海地区の83.3%で、関東地区の16.7%が最も低かった。さらに、所在地区別にみると、「パソコンで処理」しているのは、町・村の75%が最も高く、小都市Bと中都市が33.3%で最も低かった。

(4) 全部委託の方法

移行が未定の施設のうち会計処理を会計事務所へ全部委託している保育所9園の委託方法は、「出納帳、仕訳帳等を渡す」が66.7%「伝票を起票して渡す」が55.6%、「領収書等の証憑を渡す」が22.2%であった。

次に、地域区分別でみると、近畿地域が3園、関東地区と九州地区が2園、東海地区と北信越地区が1園となっている。さらに、所在地区別にみると、都区部・指定都市が6園、小都市Aが2園で、県庁所在地が1園であった。

(5) 一部委託の方法

移行が未定の施設のうち会計処理を会計事務所へ一部委託している保育園9園の委託方法は、「月次処理及び決算処理、試算表及び決算書のチェック等を依頼」が66.7%、「年度末に決算処理・決算書のチェック等を依頼」が33.3%であった。次に、地域区分別でみると、関東地区が3園、近畿地区と中国・四国地区が2園、北海道・東北地区と東海地区が1園となっている。さらに、所在地区別にみると、都区部・指定都市が5園、県庁所在市と中都市が2園であった。

(篠原)

III. 研究員の考察

1. 関口健二研究員による考察

1. アンケート集計結果を見て

回答者に在っては殆どが「保育所長」であり、「経理担当職員」の占める割合が少ないので残念であり、予算の問題等もあるがもっと分業化になればよいと思う。

社会福祉法人の比率が高いのは当然であろうが、施設認可年が50年代に多いのは時代背景なのであろうか。

研修会等への参加者の比率も地域差はあるものの結構高水準であり、地域差の部分では都区部・指定都市で成績が悪いようである。一般的なイメージでの交通の便、開催地の問題ではないようである。その反面、新会計の理解度では都区部・指定都市では理解している人も多いが、理解不足の人も多い様で、都区部・指定都市の忙しさを反映しているようだ。また、新会計への移行度合いも理解度を反映しているようだが、平成16年度をカウントするとほぼ移行済みになったようで、全体であと5%位に頑張って頂きたいと思うが、新会計移行動機については、自主的にと保育所運営費の弾力運用を行う為が、非常に多いのはなにか考えさせられるものがある。

移行処理と移行処理負担費用では、当たり前の話ではあるが、「法人・施設で行った」と「費用の負担を感じた」との者が比例していて、さらに外部に依頼した者の殆どが負担を感じているとのことで、私も会計事務所経営者として申し訳なく思う次第だ。また委託費用ありの回答者へ任意で金額欄への記入をお願いしたが、未記入の方は、金額を書けないほど高かったのではと心配である。また、会計事務所への委託方法については、まちまちのようであり、費用の方も多種多様でしょうが、半数以上が法人・施設で処理がなされているのは凄いことだと思う。

新会計基準に移行して良かった・良くなかったは反比例する所で、民改費枠・積立金枠・減価償却・勘定科目・資金収支計算書・事業活動収支計算書・経理規程

等々、煩雑さと利便さというか、どうしても相反してしまうのである。

以上新会計へ移行済みの集計結果を見ての考察で、移行予定・移行未定の集計結果を見ても意見としては大きくはかけ離れていないように思われる。

② 新会計基準全般についてのご意見を読んで

多種多様なご意見があり、私なりに多くを感じた。まず始めにあまり好評でない事である。例えば「一般企業の会計規則と違い煩雑、複雑」と言う意見、「小規模の保育所にそこまでの基準が必要か」という制度上の問題点、そして、「処理して行くうちに解っては来るものの、処理する時間がない」、「もっと本来の保育所の仕事に時間を費やしたい」といった処理時間上の問題点等。さらには、「勘定科目が聞きなれない、多すぎる」、「経理規程の作成の難しさ」、「資金収支計算書と事業活動収支計算書の作成」、「本部会計への支出と理事会支出項目の不足」、「基本金の考え方の一本化」、及び「新会計基準の簡素化、明瞭化、指導監査の正当性等」の新会計基準の規程ぶりに対する要望上の問題点等。

また、新会計基準に移行に当って、会計士、税理士、コンピュータ業者への不満等もかなりあったようである。高額なコンピュータソフト代、会計事務所によって意見の違いもあった所では、私も辛いものを感じた。

全般的に振り返って、ご意見、ご要望等をお寄せ頂いた方々については、それなりに考えがあり、思いを伝えたい気持ちで一筆書かれたのだと思う。一筆書かれなかった方々には満足とまでは行かないものの、新会計基準に対してある程度納得された移行だったのだと思いたい。

このようなことからも現在のIT化、少子高齢化、三位一体改革等、社会情勢の流れの速さの中で新会計基準の汎用性、利便性を見直しつつ、もっともっと使い勝手のよいものに変化していってもらいたいものである。とは言うものの社会福祉法人会計（公益法人会計等）と一般の会計基準との一元化が最大級の課題だと思う。

また、普通の会計事務所等ではあまり公益法人会計に対して精通している所はないようで、専門家として研究をすればよいのであろうが、需要もなく時間的な問題

もある。そのことはコンピュータ業界でも同じ事で、ソフト開発に時間はかかるものの、それ程の採算が取れずに高額になってしまうのだろう。

また、客観的に見て一般の会計と何ら変わりのないように思われるのだが、監督官庁、自治体等の意向が反映されると、観点も違った所に向けられて、規制が厳しすぎたり、逆に緩やか過ぎたりと異なった形の規程ぶりになるのだろう。

上記の事をまとめると、新会計基準に移行後も研修会、意見交換会等、頻繁に開催していただきて、運用面と現場の事務処理方法、コンピュータの使い方等をもっともっと研究し、新会計基準をより使い勝手のよいものにして頂きたいと、切に期待する。

2. 上村芳夫研究員による考察

新会計への移行

社会福祉法人会計基準が制定されたのは、平成12年2月17日であるから、もう4年が経過したことになる。

この会計基準の適用範囲は原則として、全ての法人に適用されることになったが、運営費支弁対象施設である保育所のみを経営する施設には、従来からの経理規定準則による会計処理が当分の間できるとされたので、新会計への移行に踏み切れない保育所がある。この調査によれば、平成17年度に移行する予定が3.4%、平成18年度以降に移行する予定が0.9%、未回答が4.5%となっている。

この数字を見る限りでは、未実施の保育所はわずかに見えるが、実際はどのような状況にあるのか未確定である。

しかし、実施に踏みきった保育所の経理事務担当は、積極的に研修会に参加し、また、新会計基準の解説書を読むなど、新会計の理解度が高められ、また、今日までの会計処理の経験を生かして完全な理解でなくとも「ほぼ理解している」(64.4%)ことで移行している。その移行したピークは平成13年度に移行したところが最も多い(29.4%)ようであるが、法人・施設の自主的な考えで移行したようである。

移行時の会計処理については、大部分は法人・施設の自主的な考え方(52.6%)行っているが、移行時処理が曖昧だとこれからの会計処理は正確性が損なわれるのではとの懸念から、会計事務所に全部または一部を委託したところもあるが、費用負担についての問題で心配されたが、「負担に感じなかった」(48.8%)ように見受けられる。

新会計に移行後

移行については、会計事務所に委託したところも、移行後は「法人・施設で日々の会計処理を行っている」(56.1%)ところが多く見受けられるが、これとは別に、「保育所で伝票を起票して処理してもらう」(41.5%)、「領収書等の証憑を会計事務

所に渡して処理してもらう」(47.5%) 等の日常処理をされている。前者は有りうることと考えられるが、後者については保育所の日々の状況が良く把握しきれないために、正確な処理ができるかが懸念される。

また、一部委託をされている保育所について、「年度末に決算処理・決算書のチェック等を依頼」(21.85%)、「月次処理及び決算処理、試算表及び決算書のチェック等を依頼」(73.1%)について、その内容から、月次処理及び決算処理、試算表及び決算書のチェックを依頼することについては内部監査に対して外部の監査ということではそれなりの役割があるとも思われる。

新会計に移行して良かった、良くなかったことを対照してみると、新会計に移行して良かったと思われることは、「減価償却制度を導入したことにより、建物等の資産価値を適切に評価・表示できるようになった」(50.3%)、これに対して新会計に移行するのに「減価償却制度の導入による減価償却費の計算が複雑になった」(23.8%)。少々アンバランスのように思われた。保育所の経理担当者から聞く話では、後者のほうが多数を占めているように思う。次に、「民改費を保育所施設・設備整備費積立金として留保できるようになった」(50.2%) ことは今後の保育所経営に大いに役立つことになる。

続いて、「資金収支計算書、事業活動収支計算書を作成することにより、資金・損益両面での把握ができるようになった」(37.3%)。これに対して良くないと思われることでは、「資金収支計算書、事業活動収支計算書の二種類の計算書を作成しなければならないため、事務処理が煩雑になった」(29.7%)。確かに、従来の準則会計では収支計算書1枚で資金収支の把握をすることが可能だったことからすると、複雑すぎるよう思われる。

また、経常経費の収支計、施設整備等の収支計、財務収支計など収支の計が縦計になったために従来の準則会計からみると見にくくなったことは確かである。

新会計に移行予定

今後、移行予定の保育所が早期に新会計に移行しなかった理由に、「早期に移行する必要がなかったため」(50.0%)との理由であるが、新会計移行を条件とする

保育所運営費の弾力運用が拡大されるので、移行に踏み切られる保育所が増加するものと思考される。

設問に「新会計について理解が不足していたため」や「新会計の良いソフトがなかったため」とあるが、最近は、各所で研修会が開催され、パソコンの機能が向上しソフトも当初のものとは違う良いものが出てきたようである。そのためか移行処理は「法人・施設で行う予定」が50%を占め、日々の会計処理も「法人・施設で行う予定である」(66.0%)を示している。

また、会計事務所に全部委託や一部委託する方法があるが、費用については会計事務所とよく相談し、「負担に感じる」(40.9%)大きな負担となることもあるので、委託する部分をきちんと整理して委託したほうが良策と考えられる。

新会計に移行が未定

今後も移行については消極的な考えを持っている保育所について、「保育所の移行期限がまだ明確でなく急ぐ必要がないため」(56.6%)が圧倒的に多い。続いて新会計への移行処理が煩雑である理由による。

確かに、移行処理については、減価償却の対象備品のチェックやその計算が煩雑である。減価償却資産の耐用年数等に関する省令（別表第一）など見たことも聞いたこともないと二の足を踏まれるが、今は新会計の解説書に保育所にある備品を書き出して耐用年数を示しているものもあるので、従来の固定資産台帳から整理すればそれほど難しいことではない。

また、基本金の計算も設立時の書類等も見つからない場合は、移行時における特例として、例外規定で処理することも可能であるので、困難を極めることはないと思われる。

移行処理の仕組みが難しいとの意見があるが、最近の会計ソフトは優れていて、準則会計と同じ入力方法で処理できるのでたいへん便利である。

日常の会計処理に「手書き処理している」(36.4%)もあるのに驚いたが、新会計では少々無理のように思われる。

〈新会計基準についての意見集約〉

国際会計基準の流れから、ますます複雑化する会計処理基準の中で、社会福祉法人の会計基準も少なからずその影響を受けて誕生したのではと考えている。

社会福祉法人の会計は、複数をもつ大きな法人、保育所のように一法人一施設の小さい法人にも同じ会計処理をさせることは、実務上過重な負担を強いられているような感もあるが、公益性を踏まえて取り入れられたものと推察され、やむを得ないことである。

しかし、新会計移行による会計処理上のメリットやデメリットについても考えざるを得ない。確かに、新会計はコンピュータに頼らないと会計処理が困難になってしまった。新会計方式をどのように評価しているのか、実務者の声に耳を傾けると、関連業者のソフト販売や新会計の解説書販売業者などに保育所の会計担当者は振り回され、また、業者の営業競争に圧倒されて、不十分なソフトを購入するなどによって、不正確な書類を作ってしまったなどの事例も報告された。また、会計事務所のお世話にならないと新会計に移行ができないなど、保育現場にデメリットが流れ込んできたように思われる。

一方、法人の中では、理事会、評議員会、監査会などで、新しい会計書類に戸惑っている役員も多くおられることと思料するものである。

新会計に移行と同時に、法人本部の固定資産がなくなってしまった。理事長は法人本部に土地や金品等の寄付を行って施設整備費に尽力したものであった。しかし、今日では理事会だけの法人に変身してしまったように思われる。これは誰もが驚いたことであろう。

3. 入山暢信の研究員による考察

社会福祉法人会計基準が平成12年4月1日から適用されて以来5年が経過し、保育所の会計基準への移行状況は、平成16年度末で90.9%に達する見込みであることは前述の通りである。5年という時間的経過と91%近い移行率を考えると、会計基準に対する理解度がもっと高まっても良いはずだが、今回の調査結果をみる限りでは会計基準の骨格や考え方方が十分に理解されているとはいえず、また財務諸表の見方もわからないというのが実態のようだ。

当時の厚生省は新たな社会福祉法人会計のポイントとして、①法人の経営努力が反映される会計、②法人単位の経営、③理解し易い会計、の3点をあげている。しかし、現状ではそうした観点は理解されているように思えない。移行を済ませた後の日常の会計実務については問題なく処理することができても、新しい会計基準の考え方方が保育所経営に活かされているとは言い難い。旧経理規程準則からの切り替えがなかなかできず、新しい勘定科目に馴染めないとか、新たに設けられた事業活動収支計算書の機能が理解できないといった様子が伺える。

増大する事務量と求められる移行後の対策

ここ数年、保育所では多様な保育サービスへの対応や、入所事務の代行等により事務量がかなり増加しているのが現状である。保育所の日常事務としては給与計算、社会保険事務、税金事務、運営費・補助金事務、法人事務、臨時的事務等、かなり多岐にわたる事務量があるにもかかわらず、常勤事務職員配置が可能なだけの人員費は運営費の中には入っていない。従ってパート事務職員の雇用で対応しながら、園長や主任保育士が事務の一部を担っているケースが多い。

こうした状況の中で会計基準への移行作業はかなり負担だったようだ。今回の調査で、移行処理を会計事務所やコンピューター会社等に委託した割合は56.3%で、過半数を超えている。法人・施設で移行処理をしたくても、できる人材がないことや、移行事務が煩雑だということが影響しているようだ。移行後の会計処理についても42.2%が全部または一部を会計事務所等に委託している。

また移行した場合の状況について尋ねた質問のうち、移行して良くなかった理由としては「事務処理が煩雑になった29.7%」「勘定科目が多いため処理が煩雑29.2%」「減価償却費の計算が煩雑23.8%」等と回答しており、事務処理の煩雑さに対する負担感がかなり大きいことがわかる。

そのほかの会計基準についての自由記述をみても否定的な内容が多い。「財務諸表の読み取りや把握ができない」「新会計のシステムや全体が理解できない」「起票した伝票がどのように反映されるのか意味がわからないまま日常処理をおこなっている」「会計基準がどう経営管理に必要なのかわからない」等の記述がみられる。

会計基準が制定された平成12年度から翌年にかけては説明会や研修会が各地で開催されたが、最近は大幅に減少してしまっているようだ。「毎年、事務担当者研修の実施を望む」「保育所を対象とした実践的な研修の場が欲しい」「研究会グループがあると良い」などの声が多数見られる。

会計基準制度改正の背景には、社会福祉基礎改革という戦後50年以上続いた社会福祉制度の大きな見直しがある。そのために単に実務レベルの研修会を数回行っただけでは理解できるものではない。会計基準制定の経緯から意義や目的まで根幹部分の理解がなければ意味をもたないのである。

経営者や管理者・事務担当者を対象として実務研修以外にも、財務管理研修、経営管理研修について定期的に実施すべきである。会計基準の考え方や経理規程準則との相違を理解するとともに、保育所経営の効率性や安定性、長期発展性を図るための研修を行う必要がある。

保育の世界では現場の保育士を長く続けてから経営者や管理者になるケースが多くある。そのために保育に関しては熱心で専門性が高いものの、経営面については、決して経営感覚が鋭敏とは言えなくて、コスト意識も低い経営者や管理者が多く見受けられる。こうした状況を無くすために、全国や地域の保育団体を中心になり移行した後のフォローをしっかりと行う必要があるだろう。会計基準の考え方方が法人・施設に着実に定着し、保育所経営に効果的に機能するまで研究や研修を継続していくことが求められる。

会計事務所等への委託

今回の調査では、移行後の日々の会計処理について法人・施設で行っている割合は56.1%、会計事務所等に全部委託が11.1%、一部委託が31.1%で、計42.2%が何らかの形で会計事務所等に委託している。これを2年前の調査でみると、全部委託13.2%、一部委託24.7%で会計事務所等へ委託している割合は37.9%であった。2年間で4.3ポイント委託の割合が増加している。そのうち一部委託については6.4ポイント増加していて、法人・施設で全面的に会計処理を行わずに、会計事務所等へ委託する保育所が増えていることがわかる。

本調査では、全部委託というのは全面的に委託する場合だけでなく、保育所で伝票を起票、あるいは出納帳や仕訳帳を記載して渡す、など一部の処理を保育所が行う場合も含んでいる。また一部委託というのは基本的には保育園で会計処理を行うが、月次処理や試算表、決算処理や決算書の作成といった月次や年次に関する処理だけを委託するというものである。

会計事務所等へ委託する割合が増加している背景には、事務職員の配置が十分でないことと、園長や主任が片手間に行うことも可能だった旧経理規程準則による会計処理が、新たな会計基準の移行に伴って、煩雑感という理由だけでなく、より高い専門性を必要とするようになったからであろう。委託については今後も増加する可能性は高いと思われる。

しかしながら委託にあたっては、その内容と費用について納得できる金額かどうか、またその費用が運営費から拠出可能かどうか課題は残る。

会計基準の理解と保育所経営

今回の調査で会計事務所等への委託が42%を超えていることが分かり、今後もその傾向は増加するものと思われる。しかし経営者としては委託してしまえばそれで良いという訳にはいかない。今後、社会福祉事業としての保育所経営に求められることは、公益性を基本とした利用者への高質な保育サービス提供と、効率性・安定性・競争力を備えた経営である。経営者は従来の収支管理を中心とした財務管理から、さらに高度な経営感覚と知識・能力を備えた財務管理へと意識を切り替える必

要がある。事務処理は委託できても、経営管理・財務管理は経営者が行わなければならぬ。月次の諸表や財務諸表などに表れてくる計数的動向の分析を通して、長期的展望を見据えた安定経営を追求していくことが経営者には求められる。

財務管理の基本は、簡潔明瞭で理解しやすい会計である。法人全体の経営状態が把握可能な会計でなければならず、そのためには損益計算の考え方や資産の評価が適正かつ明瞭であることが必要である。そして、さらに情報開示に対応した分かりやすい会計であることも求められる。会計基準は旧経理規程準則とは異なり、そうした要件を具備した会計システムである。

資金収支計算書により毎月の予算統制が可能になり、事業活動収支計算書では損益計算の仕組みを導入することで財産の増減が明確に把握できるようになったことは、保育所運営費の弾力運用の拡大と合わせて、法人の考え方や努力で保育所経営の安定を図ることが可能であり、将来の展望につながる大きな要素といえよう。

今後、こうした会計基準の骨格や考え方を、どのようにしたら各法人・保育所が理解を高めていくことができるのか、そしてそれを保育所経営の向上と安定にどう繋げていくことができるのか、それぞれの民間保育所で自ら努力することが求められるとともに、保育組織や団体においても積極的な支援が不可欠であると考える。会計基準が確実に定着し明日の保育所経営に活かされるまでにはもう少し時間がかかりそうだ。

〈新会計基準全般についての意見〉

新たに社会福祉法人会計基準が制定されてから5年が経過した。また今回の調査から平成16年度末には90.9%が会計基準に移行する見込みであることもわかり、会計基準に対しては、かなり理解されているのではないかと思われた。今回の調査結果でも、理解度は前回よりも増していることがわかった。しかしながら自由記述からは、会計基準に対しての肯定的な意見は少なかった。理解が進んでいると考えられる一部の保育園では肯定的であるが、記述の多くは会計のシステムが理解できな

い、処理が煩雑、メリットがない、費用がかさむ等の否定的意見であった。

(肯定的意見)

- ・運営面や経営面の分析や見通しが可能になった
- ・損益や資金の把握がしやすくなった
- ・事務作業が軽減
- ・収入、支出科目が明確になった

(否定的意見)

- ・勘定科目が分かりにくい
- ・経営状態の把握や見方が分からぬ
- ・会計基準の考え方分からぬままに会計処理をおこなっている
- ・複雑難解で会計事務所に委託せざるを得ない。余分な費用がかかる。
- ・会計ソフトが高額
- ・移行したが法人も施設にも何のメリットも必要性も感じない。

同時に、継続的な研修会の実施を望む声も多く、新しい会計基準に対する理解や内容の把握を求める意見が数多くあった。移行時には各種研修会が開催されたが、移行後はあまり行われていないようである。移行完了後のフォローが求められており、日々の事務処理からコスト面や財産把握の考え方、経営分析や長期見通しなどの経営戦略的な考え方など、今後も継続的な研修が必要であると感じられた。

(必要な研修)

- ・事務担当者研修の継続的な実施（毎年）
- ・実践的、実務的な研修
- ・経営面の把握が可能な研修

4. 小島昇研究員による考察

平成16年10月1日時点のアンケート回答法人のうち、新会計への移行完了法人は、86.9%である。公認会計士・税理士等の講師による研修会が多く実施され結果である。また、注目に値するのが、移行未定法人が7.3%（平成14年10月1日調査）から4.5%へと2.8%も減少したことである。それだけ、保育所経営者が新会計を意識している表われでもある。

当分の間移行猶予と言うことを確認している私からすると、調査法人の86.9%移行していたことは、驚異的である。移行の必要が不要な法人の多くが新会計へ移行していたと考えられるのである。私の所属する法人は、必要に迫られて移行したのだが…。

新会計への移行研修会等に参加した法人は、82.5%である。これが上記の新会計への移行結果に反映されているものと考えざるを得ないのである。

県の監査班が新会計を理解していたかというと大いに疑問がある。平成12年度中の特例を使用して新会計に移行した保育園がある。念のため、旧会計と新会計の両方で会計処理をしていたところ、平成13年度の現地監査で監査担当職員から、「急ぐことは無いから旧会計でいいですよ」といわれたとのことである。あいかわらず、両方で処理を続行していたところ、平成16年度（12月上旬）の監査で監査担当職員から、「新会計に直ちに移行しなさい」と言わされたので、「年度途中の移行は、ふたつの理由から出来ない。年度途中の新会計への移行特例は平成12年度限りであり、移行ができない。移行には理事会の同意が必要であるから、早くとも、16年度決算後となります。」と反論したら、取り消したことである。反論できずに新会計に移行すれば、通達違反である。

新会計へ移行した動機は、「法人施設等の自主的な考え方」と「保育所運営費の弾力的運用」の2項目が代表的な動機である。多分、「法人施設等の自主的な考え方」の主たるもののは、「保育所運営費の弾力的運用」に置き換える可能であろうと考えられるのである。

新会計への移行処理であるが、法人・施設で行ったのは、43.5%と平成14年度

調査（44.4%）を若干下回っているが、誤差の範囲である。

新会計への移行処理に万全を期したのが、「全部委託」と「一部委託」の合計で56.3%あり、過半数を占めている。一部委託は、やがて決算対応、即ち、監査報告を提出に移行するものと考えられる。当分の間は、税理士法人でも可能だと思われる（都道府県の監査に確認が必要）。全部委託は、一部委託に移行し、やがて決算対応、即ち、監査報告を提出に移行するように努力していただきたいと考える。

旧会計（経理規程準則）から全部委託している地区が神奈川県にはある。財布を握っているこの会計法人は、新会計移行法人のお客様増加策として、「土地購入をしても会計処理上で対応します。」という噂を耳にした法人である。新会計であっても、このようなことをすれば、理事長は、即、首であろう。

移行処理費用については、「非常に負担」・「やや負担」と「負担に感じなかった」は、46.3%対48.8%でほぼ拮抗している。ここにも、節約の精神があるようだ。

新会計に移行して良かったと思われることで、上位4項目をあげれば、1. 減価償却制度を導入したことにより、建物等の資産価値を適切に評価・表示できるようになったが^{50.3%}（平成14年度より2.4%増）、2. 民改費を保育所施設・設備積立金として留保できるようになったが^{50.2%}（2.8%増）、3. 資金収支計算書・事業活動収支計算書を作成することにより資金・損益両面での把握ができるようになったが^{37.7%}（7.4%増）、4. 設備資金借入金の償還に充てることのできる民改費枠が拡大したが^{34.7%}（1.1%減）である。

これらのことから、弾力運用ばかりに眼を奪われないで、法人の将来について足元を見据えていることがうかがえる。

2-10の設問で、少数意見ながら、土地の購入に関する意見・法人本部の経費に充当することを希望する意見があった。この時代に、全て理事長の寄付では、理事長自身の財産を拠出することのできない法人は社会福祉の（敢えて）市場（と呼ぶ）から退場しろと言うに等しいのである。

新会計に移行予定の法人で早期に移行しなった理由として「早期に移行の必要がなかった」「理解不足」「移行処理が煩雑」等が主なところである。また、移行を行う手段としては、半数が法人、次いで、一部又は全部を委託が同じパーセントと

なっている。移行処理費用も移行してしまった法人と同じ傾向を示しているのである。

移行後の日々の処理を66%の法人が法人で行う予定にしているのは、好ましい限りである。

一部委託予定法人の100%は、日々の処理・試算表等のチェックである。これであれば、理事会に対する監査報告に税理士の監査報告を当分の間は使用してもよいのではなかろうか。

移行が未定の法人の理由としては、「移行期限が明確でなく急ぐ必要がない」が過半数である。次に、やはり、「移行処理が煩雑」と続き、「運営費の彈力的運用の必要がない」・「新会計について良くわからない」等の法人の都合による色彩が強くなっている。

移行を躊躇している主な理由としては、「移行処理の仕組みが難しい」・「減価償却の対象備品のチェックや計算」があげられている。私自身、減価償却対象備品の例の収集・分析をしたことがあるが、保育園の購入している備品として、絵画（モンテソーリ用？）や除雪機（歩行型耕運機タイプ）等を購入していた園がある。特に、絵画は、10万円以上20万円未満・号2万円未満の条件を満たしたものだけが減価償却の対象品である。CMではないが、“よく考えよう………運営費は大事だよう……”

日々の処理予定についても、平成16年度移行予定法人と同じ傾向を示している。また、パソコン処理予定しているのは賢明な選択である。

全部委託は、会計事務所の利用の仕方を考えて頂きたいと思うのである。毎月の処理が、1ヶ月遅れという会計事務所もあると聞いている。せめて、一部委託にしたほうが良いようである。

新会計基準全般に対する意見を聞いたところ、移行後にも、新会計に対する戸惑いを多くの施設の方が感じているようである。要は、慣れると言うことしかないが、切り替えには、時間の経過を待つしかないよう思うのである。

保育所にも多少関係すると思われる所以「保育所を除く」と断られているが、紹介する。

「措置費の弾力運用の見直しに関するご意見募集について」が厚生労働省HPに社会・援護局福祉基盤課のパブリックコメント募集（平成16年12月16日付）であった。現状では、保育園には関係ないのだが、3月下旬には、内容が同じかは分からぬが、保育課で検討中とのことなので通知が出ることが予想され注意が必要と思われる。

1. 趣旨

社会福祉法人の自主的・自立的な経営を推進するため、第2段目の弾力的運用の見直しを行います。

そこで、別紙1及び別紙2のとおり、通知改正を行う予定ですので、これらについて広く国民の皆様からご意見を募集します。

また、今回の改正に伴い会計基準関連通知（平成12年2月17日付社援施第6号及び平成12年2月17日付社援施第9号）についても別紙3及び別紙4のとおり一部改正を行います。

なお、ご意見に対して個別には回答いたしかねますので、その旨ご了承願います。

2. 意見募集期間

平成16年12月16日（木）～平成17年1月12日（水）

3. 提出方法（省略）

措置費の弾力運用の見直しについて

〔見直しの趣旨〕

社会福祉施設の運営費（措置費）の弾力運用については、平成16年3月に法人の経営基盤・再生機能の強化を図るため、積立金の上限額の廃止などの見直しを実施したところである。

今回の見直しにおいては、規制改革・民間開放推進3か年計画（H16.3.19閣議決定）及び社会保障審議会福祉部会の意見書（H.16.12.8）を踏まえ、可能な限り規制を緩和し、もって、社会福祉法人の自主的・自律的な経営を推進するものである。

[主な見直しのポイント]

ポイント1

施設整備等積立金を創設し、増改築等に対応することとした。

(現行)

- 人件費積立金
- 修繕積立金
- 備品等購入積立金

(改正)

- 人件費積立金
- 施設整備等積立金

●施設整備等積立金の創設

当該措置施設の施設・設備の整備・修繕、増改築に伴う土地取得、備品の購入等。

当該措置施設の使用計画に支障のない範囲において、同一法人が運営する社会福祉施設の新築・増改築に充当できる。

ポイント2

前期末支払資金残高及び運用収入を同一法人が運営する社会福祉事業及び事業規模の小さな公益的な事業等の運営に充当することとした。

●社会福祉事業への充当

前期末支払資金残高及び運用収入の使途範囲を同一法人が運営する社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費に拡大した。

●事業規模の小さい公益的な事業などへの充当

前期末支払資金残高及び運用収入の使途範囲について、事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に実施する公益的な事業の運営に要する経費に拡大した。

なお、前期末支払資金残高から公益的な事業等への充当は当該残高の10%以内とする。

対象となる公益的な事業例

- 救護施設退所者等被保護者の自立支援を目的とする事業
- 障害者（児）の就業・生活支援、療育相談及び訪問入浴サービス等を目的とする事業
- 高齢者の介護予防又は生活支援を目的とする事業
- 介護保険法に定める指定居宅介護支援事業及び指定訪問入浴介護事業

●当期末支払資金残高の保有は年間措置費の収入の30%以下とする。

●今回の見直しに伴い、「社会福祉法人会計基準の制定について」（社援施第6号）、「措置費支弁対象施設における社会福祉法人会計基準の適用について」（社援施第9号）について所要の改正を行う。

ここでは、別紙1から4までは省略したが、今年度（平成16年度）から適用とのことである。この省略した中にも、気になることがある。それは、減価償却に見合う積立ができるようなのである。社援施第9号の新旧対照表（別紙3）の「2 減価償却費及び国庫補助金等特別積立金取崩について」のなお書きである。旧条文のなお書き「なお、措置費から減価償却費相当額の積立預金等を将来の建物改築等のために積み立てることは、前述の取扱いにより認められないので、留意されたい。」が、新条文では、削除されていることが注目に値する。規制条件が付かないとする企業会計そのものである。

私の送付したパブリックコメント・メール（平成17年1月7日12時55分）の内容は、下記の通りである。

「意見 1」

- ①社会福祉法人が経営する社会福祉施設の運用指導について－新旧対照表－ 別紙1
4．前期末支払資金残高の取扱についての（1）法人本部の運営する経費
- ②法人理事、監事に対する報酬を年間1名に付、50,000円（年5回の理事会出席報酬として）を限度として支出できませんでしょうか？
- ③理事会に対する責任を持たせるためにも理事会開催1回に付、10,000円を支出し

たいと考えております。

「意見 2」

- ①施設整備等積立金の創設の中に「当該措置施設の施設・設備の整備・修繕、増改築に伴う土地取得、備品などの購入等」－新旧対照表－ 別紙2
- ②設問の（6）回答1（2）のお書きに土地取得が「施設整備の着工1年以内に限るものとする」とありますが、保護者が使用する駐車場及び園庭の拡張等の土地取得にも適用出来ませんでしょうか？
- ③借料損料で支出しつづけるとするならば、土地購入して法人の土地になる方が好ましいのではないかと考えております。

上記の件で、1月11日に厚生労働省担当者より、お電話をいただいた。「これは、保育園には関係有りませんが、保育園については保育課の方で検討していますのでパブリックコメントは保育課のほうに回しておきました。」とのことであった。保育園用のパブリックコメントの募集があれば同じことを送付するつもりである。

また、1月14日（金）の支部研修会の講師としてきていただいた厚労省の方に直に質問したところ、「検討している部署のガードが固く漏れてしまいません。」とかわされてしまった。質問事項趣旨は、以下の通りである。

保育所を除く弾力運用のパブリックコメントが1月12日に締め切られました。それによりますと

1. 施設・設備の整備・修繕、増改築に伴う土地の取得、備品の購入等（施設整備等積立金の創設）
2. 当期末支払資金残高の保有は年間措置費収入の30%以下とする。
3. 理事会経費への充当
4. 償償却に見合う積立

が、主なところですが、保育所にはどの程度の緩和になる予定でしょうか？

次に、「仮に緩和された場合に、高額繰越のとき通知のようであれば、税理士が指導している保育所では、次年度適用を指導されてしましますので、ご配慮をお願いしたい。」とお願いしたところ、「早急に結論を出し、他の施設と同期にできるようにしたい。」との回答であった。

規制緩和をしていただけるのはありがたい事だが、基盤の弱い法人（施設）が切捨てにならないように御配慮をお願いしたいと考える。

〈新会計基準全般についての意見〉

新会計の最初の研修会が東京の品川駅より徒歩10分くらいの会場で行われたのが、平成11年8月10日前後の2泊3日であった。研修会参加者約500名中保育園関係者は、10%であった。つまり、90%は、介護・老人関係だった。介護・老人関係及び保育園開設法人は、平成12年度開始、若しくは、平成12年度中に移行することが義務付けられていたので参加者が多いのはあたりまえであった。

この資料を基に、私の所属する研究会で検討を開始するが、私の所属する法人は、平成15年度決算後の移行である。

平成12年度当時は、平成15年度が移行期限という噂があったのは事実である。移行期限が本当かどうかを確認できたのが平成13年（時期は、失念）に日本保育協会・会議室で実施した研究会に厚生省（当時）の方に出席していただいたときである。直接確認したところ「保育所のみを経営している法人は、当分の間、新会計に移行しなくとも大丈夫です。」との回答である。当分の間とはとの問い合わせ、「当分の間とは、当分の間です。」との回答であった。たまたま、私は、直接確認できたが、県等を通じて確認することは必要である。

税理士等（自治体の指導を含む）に指導されて、私的契約利用料収入に入れ易いものに、一時保育料・延長保育料、休日保育料等がある。これは、税理士等が社会福祉法人会計をよく理解していないことに起因していると思われる。上記の項目を私的契約利用料収入に入れていると税務署の立ち入りに対して説明をすることに苦

労することになり、説明がつかないと税金（事業税等）を徴収されることになる。

理論武装していることが大切である。税金負担をしないためには、大区分「利用収入」中区分「利用料収入」又は「利用者負担金収入」のどちらかの項目を使用することである。運営費収入の中身を考えてみていただきたい。国の基準により算定された保育園の運営に必要な経費の一部を保護者の所得に応じて負担していただくのが保育料である。残りは国が1／2、県及び市町村が1／4ずつの負担するのはご存知のとおり。運営費収入のうち利用者の応分負担分、保育料は、市町村に支払うが、一時保育料・延長保育料・休日保育料等の利用者応分負担分の保育料は、保育園に支払っていただくシステムになっている。違いは、利用者応分負担分の保育料が市町村に入るか、直接、保育園に入るかの違いだけである。

一時保育料・延長保育料、休日保育料等で直接保育園に入金する保育料の場合は、合計が（平成17年より）一千万円を超えると無条件で消費税の対象になるので注意が必要である。

全ての規制緩和が良いわけではないが、規制緩和されると別の規制が出現していくのが実情である。

国・県の規制緩和等の通知には、新旧対比表を必ずつけてほしいと考えている。
保育所の高額繰越金規制緩和通知の平成16年6月10日発出（雇児発第0610001号の
1)『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について』通知の施行について』
の一部改正については、該当する通知を確認しなければ誤が判らないのがその例で
ある。

業種別（社会福祉法人の『運営ではなく敢えて』経営する施設）に新会計の通知等により徐々に規制緩和されてきているが、最終的には、企業会計に一段と近づいているように思う。

この意見を書いているときに、「措置費の弾力運用の見直しに関するご意見募集について」が厚生労働省HPに社会・援護局福祉基盤課のパブリックコメント募集（平成16年12月16日付）のメールをある人が送ってくれた。

その中で、別紙3（社援施第9号・改正予定の新旧対照表）だけが、「ただし、保育所運営費に係る取扱いについては、別途通知されることとしているので申し添

える。」

その他に、改正前（旧）の2の減価償却及び国庫補助金等特別積立金取崩しについてのなお書きが改正後（新）にはないことである。「なお、措置費から減価償却費相当額の積立金等を将来の建物改築等のために積み立てることは、前述の取扱いにより認められないので留意されたい。」

上記のなお書き削除が保育所でも認められると、企業会計とほぼ同じことになってしまうと思われる。

パブリックコメントに対する回答が、厚生労働省のHPに1月25日にだされた。

「措置費の弾力運用の見直し」への意見

募集に対して寄せられたご意見について

平成17年1月25日

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

措置費の弾力運用の見直しについて、平成16年12月16日（木）から平成17年1月12日（水）まで厚生労働省のホームページを通じてご意見を募集したところ、以下のようなご意見等をいただき、それに対する当省の考え方についても取りまとめましたので、あわせて公表いたします。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

（意見1）

弾力運用を認める要件としての第三者評価の受審及び結果の公表については、平成19年4月以降も都道府県が適当と認めるものについて当該要件を満たすものとして取扱うこととされたい（1件）

（考え方）

1. 平成16年5月に通知した福祉サービス第三者評価事業の新指針は、第三者

評価事業の全国的な普及促進を図るため、国としての必要最小限のことについてガイドラインを示したものです。

2. 措置費の弾力運用を認めるに当たっては、適正な法人運営及び施設運営を確保するため第三者評価の受審・結果の公表を要件の一つとしているところでありその評価基準については、当該事業を先行実施している自治体もあることから平成19年3月まで都道府県が適當と認める評価で差支えないこととしたものです。
3. 先行実施している都道府県等の第三者評価事業の受審・結果の公表に係る要件については、一義的に都道府県が適當と認める評価基準等と国の新指針との関係の整理であることから、福祉基盤課指導係まで協議してください。

(意見2)

積立金について使用計画以外に使用する場合及び目的以外の使用の場合について、都道府県への事前協議又は、事前の報告をすることが必要ではないか。

(1件)

(考え方)

今回の改正では「規制改革推進3か年計画」等の指摘を踏まえ、社会福祉法人の自主的・自律的な経営を推進する観点から可能な限り規制を緩和することとしたところであり、積立金の目的以外の使用について、理事会の承認により使用できることとしたものです。

なお、当該措置施設以外の社会福祉施設の新築等への充当については、社会福祉施設整備費補助金の協議等により所轄庁として事前に資金計画等が把握できるものと考えています。

(意見3)

目的以外の使用について「当該施設の運営に支障のない範囲に限られる「当該施設の積立金使用計画の変更についても理事会の審議・承認を受けること」と明記すべきではないか（1件）

(考え方)

今回の改正では「規制改革推進3か年計画」等の指摘を踏まえ、社会福祉法人の自主的・自律的な経営を推進する観点から可能な限り規制を緩和することとしたところであり、介護保険施設や支援費施設との横並びも考慮し、法人として経営上やむを得ない場合に限って、目的以外の使用を認めることとしたものです。

なお、当該施設の積立金の使用計画の変更については、目的以外の使用と併せて理事会で審議、承認されるものと考えています。

(意見4)

前期末支払資金残高について、当該年度の運営費（措置費）収入の30%超となっていても、次期繰越活動収支差額がプラスとなっていない場合には、過大な保有とは取扱わないこととされたい（1件）

(考え方)

1. 措置費の弾力運用については、適正な施設経営に一定の実績を有する法人が措置費を計画的かつ効率的に執行した結果生じた残額について、局長通知において使途のルールを定めてるものです。

措置費は措置に要する経費を施設に交付しているものであり、これまでも単に繰越金として保有するのではなく、人件費積立金等（39号通知では引当金）に積立てよう指導しているところです（弾力運用通知が優先する取扱となっています）

2. 今回の見直し通知についても、措置費の計画的かつ効率的に執行した結果生

じた残額を長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費としての積立金に積立てずに、単に繰越金（現金預金）として保有していることは認められないものです。

したがって、当期末支払資金残高が年間運営費（年間措置費収入）の30%超となる場合は、将来のために人件費積立金及び施設整備等積立金に積立てることを指導するものです。

3. なお「措置費（運営費）支弁対象施設における社会福祉法人会計基準の適用について（平成12年2月17日社援施第9号）において、措置施設繰越特定預金には人件費積立金及び施設整備等積立金の合計額と同額を計上することとしていますのでご留意願います。

以上が公表されたものであるが、保育園も、全て、同じになることは望ましいことではないと考えている。企業等が、社会福祉、特に、保育園の土俵に乗ることの方が望ましい。なぜならば、規制があるからこそ、保育園経営が成立しているのである。遅ればせながら、規制がゼロのシミュレーションをし、競争に打ち勝つ準備をしていきたい。

保育所運営費について（案）が2005.02.14に厚生労働省より示された。「いずれも現段階の予定であり、財務省との協議による変更があり得る。」との断り書きがある。それによると、

○同一法人が経営する保育所間での経常経費の流用

→前期未払資金残高の充当を認める予定（当期末払資金残高は、当該年度の運営費収入の30%以下とする）。（措置と同様）

○法人本部への経費の流用

→前期未払資金残高の充当を認める予定（当期末払資金残高は、当該年度の運営費収入の30%以下とする）。（措置と同様）

○運営費の3か月分を超える施設整備費、設備整備費、建物賃借料、土地賃借料、償還等への流用

→施設設備整備積立金を設けて対応する予定。(措置と同様)

○土地取得費への流用

→施設設備整備積立金を設けて対応する予定。(措置と同様)

○他の社会福祉事業への流用

→前期未払資金残高の充当を認める予定(当期未払資金残高は、当該年度の運営費収入の30%以下とする)。(措置と同様)

○公益事業への流用

→前期未払資金残高の充当を認める予定(当期未払資金残高は、当該年度の運営費収入の30%以下とする)。(措置と同様)

というものである。

保育所運営費について(案)の問題点は、1. 省略された括弧内の(措置と同様)と言う言葉である。「措置費の弾力運用の見直し」のパブリックコメントに使用された資料を見ないと判らないので御注意願いたい。2. 幼稚園が喜ぶ学校法人会計に限りなく近づいてしまうことである。3. (憲法も含めて)法律的解釈は大丈夫なのかということである。4. 保育所を経営する法人が、勝手流の解釈をしないか。5. はたして16年度内に、全ての法人(保育所)に通知が届くのであろうか(2005.02.19現在)。

仮に、クリアされたとすると、一般財源化の影が近づいたように感じてしまうのは私だけであろうか。

5. 篠原敬一研究員による考察

1. 新会計への移行状況

平成14年度迄に新会計に移行するとした園は、前回の調査では75%、今回の調査でも平成14年度迄に新会計に移行した園が73%とほぼ同じ数値が出ている。平成15年度に移行した158カ園を含めると86.6%の保育園が新会計へ移行したことになる。さらに、平成16年度に移行予定の50カ園を加えると、90.8%の保育園が平成16年度迄に新会計へ移行することになる。移行については未定と解答した園は、前回の調査では7.3%であったが、今回の調査では4.5%と減少している。保育所のみを運営している法人については、当分の間、経理規程準則によることができるとされているのに、新会計への移行が、ここまで進んだのは驚きである。新会計へ移行した動機のなかで「保育所運営費の弾力運用」が、38.8%であったことからすると、保育所運営費の弾力運用により、新会計への移行を条件として法人本部経理区分への民改費の一定額の繰り入れが認められれば、新会計への移行はさらに加速するものと考える。

2. 新会計への移行後の日々の会計処理

新会計への移行処理を、法人・施設で行ったのは、43.2%（前回調査：44.4%）と半数以下であったが、移行後の日々の会計処理を法人・施設で行っているとの回答が、56.1%（前回調査：59.5%）であり、一部委託の31.1%（前回調査：24.7%）を含めると、87.1%（前回調査：84.2%）となっている。日々の会計処理を法人・施設で行うことは、保育所の運営状況の把握のために非常に役立つことなので、8割以上という数値はすばらしいものである。

また、新会計の研修会・説明会等への参加状況は、82.5%（前回調査：85%）と高い数値を示している。自由記述のなかに、導入後の会計処理に関する研修の充実を希望する意見が多かった。すでに、9割の保育園が新会計へ移行していることを考慮して、新会計への移行後の日々の会計処理を円滑に進めていくための実践的な研修及び新会計へ移行を前提とする保育所運営費の弾力運用の活用法を具体的に学

べる研修を行う必要がある。

3. 新会計に移行して良かったこと

新会計に移行して良かったこととして多かったのは、減価償却を行うことにより、建物等の資産価値を適切に評価・表示できるようになったというのが50.3%（前回調査：47.9%）、民改費を保育所施設・設備整備積立金として留保できるようになったが50.2%、設備資金借入金の償還等に充てることができる枠が拡大されたが34.7%（前回調査：35.8%）である。

一定の要件を満たすことを条件に認められる新会計移行後の運営費の弾力運用の主なものは次のようなものである。

- (1) 人件費、管理費又は事業費（収入区分）について、その区分にかかわらず人件費、事務費又は事業費（支出区分）に充てることができる。
- (2) 積立金の上限枠の撤廃。（高額繰越金規程の削除：雇児発第0610001号の1）
- (3) 民改費使用枠の拡大及び使用用途の拡大。（管理費相当額2%から各保育園の民改費加算相当額4%～12%の範囲内・民改費枠の使用用途については児発第299号通知別表2参照）
- (4) 民改費を保育所施設・設備整備積立金として留保できる。
- (5) 事前協議を求め、審査承認されれば、運営費・各種積立金・当期末支払資金残高について、あわせて運営費の3か月分相当額まで充当できる。（使用用途等詳細については児発第299号通知参照）。
- (6) 事前協議を求め、審査承認されれば、保育所施設・設備整備積立金を、同一の設置者が設置する他の保育所の増改築又は創設にあてることができる。（児保第21号通知　問8）

4. 保育所運営費の一般財源化と新会計基準

平成16年度から、三位一体改革の一環として、公立保育所の運営費が一般財源化された。平成16年6月4日に閣議決定された、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」（基本方針2004）により、地方自治体が補助金削減の具体案を提示する

こととなった。これを受け、平成16年8月24日に地方6団体より、民間保育所運営費(国庫補助負担金)の一般財源化を含む補助金削減案が提示された。その後、糾余曲折を経て平成16年11月26日の政府・与党協議会で民間保育所運営費については現行制度を維持することが決定された。しかし、平成18年度に6千億円の税源移譲問題が残されており、生活保護費負担金の補助率の見直しと公立文教施設費の取り扱いによっては、民間保育所運営費の一般財源化の議論が蒸し返される可能性がある。民間保育所運営費を国庫補助負担金とするのか一般財源化するのかという議論は、少子化というわが国の存亡に関わる課題に国が責任を持って取り組むのか地方に任せることの問題である。

では、保育所運営費と新会計基準とはいかなる関係にあるのだろうか。新会計基準は、運営費をどのように経理処理するかの問題であり、保育所運営費の一般財源化問題に関してはあくまでも中立的といえる。

3. 総合施設と新会計基準

保育園は、すでに総合施設機能の主要な機能を兼ね備えているので、あえて総合施設へ転換する必要性を見出しつづく。したがって、総合施設は、どちらかといえば定員割れなどの問題を抱える一部の幼稚園を、子育て支援のための社会的資源として再構築するための施設であり、実際に総合施設へ転換する施設数は、保育園よりも幼稚園のほうが圧倒的に多くなると考えられる。そうなった場合、新会計基準の持っている、社会福祉法人以外の法人形態(特に学校法人)との比較可能性という特性が重要になってくる。このことは、単に総合施設間の比較にとどまらず、子育て支援施設としての総合施設と保育所あるいは幼稚園との比較につながっていく可能性がある。さらに、平成16年5月7日に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」雇児発第0507001号局長通知が出され、社団法人全国保育士養成協議会が作られた従来の保育所に対する第三者評価基準項目も組織の運営管理項目等を追加して大幅に変更される。新会計基準による財務データと第三者評価による福祉サービスデータの情報開示により保育所利用者の施設選択の基礎データが出揃うことになる。

5. これからへの展望

社会福祉基礎構造改革の一環として社会福祉会計基準が制定され、保育所もその制定趣旨に従い、平成16年度までに9割近い園が新会計基準への移行を完了した。今後、新会計基準への移行と第三者評価の受審を条件とする保育所運営費の弾力運用が、さらに急速に進んでいくことになる。これを受けた保育所は、新会計を活用した適切な経営状況の把握と、経営分析を行い、経営基盤の強化を図り、子育て支援の中核施設としての責務を果たしていかねばならない。

〈新会計基準全般についての意見〉

(1) 新会計基準への移行の意義

新会計基準は、社会福祉法人が、これからも社会福祉事業の中心的な担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図るために制定された。新会計基準へ移行することによって、社会福祉法人は、自己の経営状況を法人単位で把握して「社会福祉法人単位での経営を目指す」ことができるようになった。

「社会福祉法人単位での経営を目指す」ということは、一法人複数施設を想定している。その点、社会福祉法人立の保育所は一法人一施設が多いので、法人単位という点では、新会計基準を採用してもあまり以前と変わりないという意見もある。にもかかわらず、平成16年度までに90%の施設が新会計基準に移行している。移行した動機の中で、「法人・施設等の自主的な考え方で移行」したとの回答が52.3%と最も多かった。これは、各法人が上記の新会計基準制定の意義を十分認識して移行を決断されたためである。

保育所の設置主体が多様化し、保育所についても社会福祉法人と学校法人・株式会社等の財務諸表との比較が必要になったわけだが、平成18年度以降、総合施設制度が本格的に稼動すればその重要性と必要性が飛躍的に増大するものと考える。

(2) 新会計移行を条件とする保育所運営費の弾力運用

移行した動機の中で、次に多かったのは「新会計移行を条件とする保育所運営費の弾力運用を行うため」との回答で38.8%あった。最近の保育所運営費の弾力運用の中で画期的なのは、平成16年3月30日の雇児発第0330010号通知により一定の要件を満たした上で、「運営費に充当、各種積立預金のそれぞれの積み立て目的以外の使用及び当期末支払資金残高の取り崩しについて、あわせて運営費の3か月分(当該年度4月から3月までの12か月分の運営費額の4分の1の額)に相当する額の範囲内(民改費相当額分を含む)まで」を定められた経費に充てることができるようになったことである。さらに、これを実効あらしめるために平成16年6月10日の雇児発第0610001号の1通知により、厚生省発児第59条の5の通知から高額繰越金の規定が削除された。

次に、検討されるべき新会計移行を条件とする保育所運営費の弾力運用は、運営費及び前期末支払い資金残高を法人本部の運営に要する経費として繰り入れができるようになることである。これについては、平成16年3月12日に雇児発第0312001号により措置費施設たいして弾力運用が認められている。保育所についても、多様な子育て支援を適正に実施するには、理事会の主体的な意思決定が不可欠となるので、理事会運営費を施設経理区分から法人経理区分に何とか繰り入れたいという希望が多かった。

繰り入れの方法としては、新会計移行を条件に本部経理に民改費の一定額を繰入れるとすることが一番無難な方法である。措置費施設においては、繰入額について特に制限がないようであるが、理事会運営費が主な項目なのでそれほど高額なものとする必要はないと考える。なお、措置費施設については、「理事長又は理事が施設長等を兼務している場合の理事長又は理事の役員報酬は対象経費としては認められない。また、役員報酬については、勤務実態に即して支給しており、役員報酬規程等を整備した上で支給しているものであること。」とされている。

さらに、平成16年3月12日に雇児発第0312001号により措置施設については、修繕積立金と備品等購入積立金が施設整備等積立金に統合され、その施設整備等積立金を当該措置施設の増改築に伴う土地取得に要する費用に充当できるようになっ

た。今回の調査においても、「定員増のために、保育所用の土地取得について検討してください。」という意見があった。措置施設の設置主体は、すべて社会福祉法人なので、法人が解散した場合その財産は、国庫に入るか、別の社会福祉法人に引き継がれる。ところが、保育所の設置主体は、社会福祉法人だけではないので、当該法人あるいは個人が、保育所事業を辞めた時点での土地の帰属が問題となる。ここでは、株式会社についてこの問題を検討してみる。現行の通知においても、株式会社が設置主体の保育園に対して、利益配当を禁じているわけではない。株式会社が、配当という形で利益処分を行う場合と、土地という形で利益を固定させ、保育所事業を辞めた時点で、土地という形で資金回収する場合とでいかなる相違点が生じうるのであろうか。児保第21号（問14）では、民改費は、余剰がなく給与改善等に支障を来たすおそれのある民間施設における、公、私施設間の職員給与格差の是正などを目的としているので、配当に対して支出が行われている保育所については、その性質上、民改費の対象とならないものであるとされている。とすれば、配当を行わずに民改費相当分を土地の取得費用に充当し、保育所事業を辞めた時点で、土地という形で資金を回収することが理論上可能となるのではないかと危惧している。